

「ZGL 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年9月30日～令和2年10月29日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報及び食品安全委員会遺の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>データのほとんどが申請者の社内資料ですが、これでは客観性が担保できないのではないのでしょうか？いくらでも捏造できそうです。</p> <p>また、比較対象が「従来の添加物」でそれに比して「新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった」と言っていますが、遺伝子組み換え品については、歴史が浅く、「安全性を損なう要因」が分かっていないだけではないのでしょうか？</p> <p>「II の第七」で見られる「確認されなかった」「考えにくい」「考えられる」のような表現は、「現状の科学レベル（知見）では確認できない」「考えたくない」「考えた」というように読み替えることもできます。</p> <p>申請者の都合のいいように評価している？と疑いたくなります。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>食品安全委員会はその時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価を行っています（食品安全基本法11条第3項）。</p> <p>また、調査会は申請者の提出した資料のほか、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえて審議を行っており、提出された資料の内容に不明な点等がある場合は説明等を求めるとともに、追加の試験やデータなど必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p>

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。